

湖南省農業委員会だより

平成30年3月14日発行
第17号
湖南省農業委員会
湖南省中央一丁目1番地
TEL 0748-71-2362

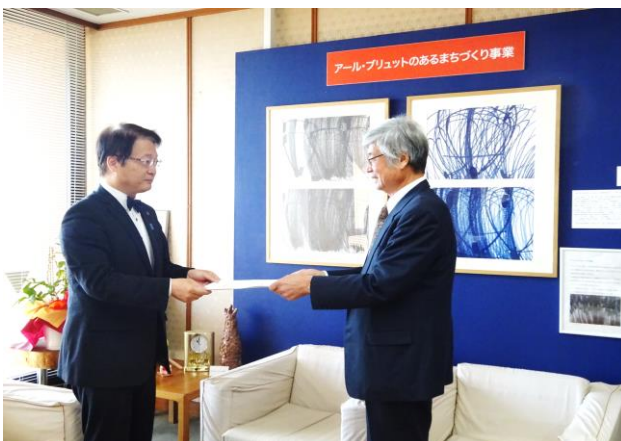
☆湖南省農地等利用最適化推進施策等に関する意見書

平成29年10月31日(火)、湖南省農地等利用最適化推進施策等に関する意見書が服部農業委員会会長から谷畑市長へ手渡されました。

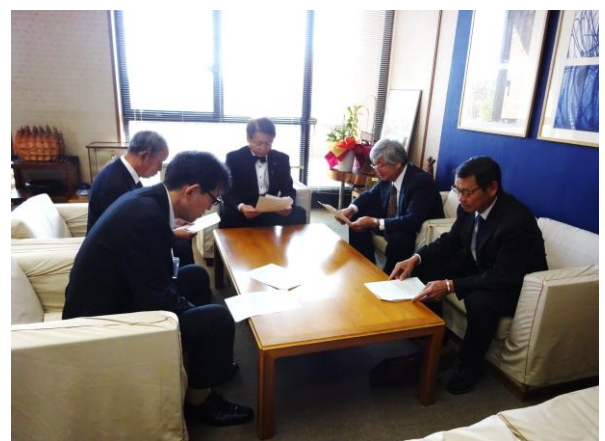
<意見書の主な内容>

- 1 担い手への農地等利用の集積・集約化について**
農業振興地域整備計画に基づいた効率的かつ安定的な農業振興の推進
人・農地プランの策定及び見直しの推進
農地中間管理機構への集積に対する予算確保の要請
ほ場の大区画化や老朽化した農業用排水路施設等の基盤整備の推進
- 2 新規参入の促進**
担い手の確保及び農業後継者育成対策に関する補助や助成の拡充
- 3 遊休農地の発生防止・解消**
農産物、特産品づくりの推進
遊休農地の有効な農地利用対策
有害鳥獣被害防止対策
経営所得の経営安定化に向けた取り組みの推進
- 4 地産地消の推進について**
小学校における農業体験学習等を通じた「食農教育」の実施
学校給食の地元食材の使用増加
伝統野菜の生産拡大に向けた取り組み及び農産物のブランド化の推進
- 5 みらい公園こなんを核とする農業振興について**
市民産業交流促進施設(ここびあ)において、販売される地元産農産物の生産拡大、今後整備される地産地消型レストラン、体験農園の整備と合わせて、農業者が多面的に活用できるような取り組みや施設運営の実施

平成28年4月の法改正により、以前「建議」として提出していたものが廃止となり、新たに「意見書」として提出することとなりました。この意見書は、農業委員会が所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、関係行政機関等に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策等の改善について意見を提出するものです。



農業委員会から市長に意見書を提出



意見書の内容について説明

☆ 湖南省賃借料情報 ☆

平成28年(2016年)1月1日から同年12月31日に利用権が発生した賃借料における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。



【田(水稲)の部】

締結(公告)された地域		平均額	最高額	最低額	データ数(筆)
湖南省畝域	基盤整備地域	6,655	9,000	1,500	283
	未整備地域	2,324	10,000	1,000	52
(参考)	湖南省平均	6,000			335
(参考)	使用賃借権	無料			187

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 2 賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、60kg当たり13,990円に換算しています。
- * 3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- * 4 (参考)湖南省平均の平均額は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値です。

☆ 農地の適正な管理について ☆

農業者の高齢化や担い手不足などの理由により、耕作されない農地が今後さらに増える見込まれます。農地が遊休化すると雑草・雑木が繁茂し、病虫害や火災の発生原因となる恐れがあります。また、有害鳥獣の潜入や産業廃棄物等の不法投棄の場所となることも考えられ、周辺農地や近隣住民に大変迷惑を及ぼします。

農地をいったん遊休化させると、再び耕作可能な状態に戻すには、多大な労力、時間、資金が必要になってしまいます。日頃より耕起・草刈り・除草等を行い適正な管理をお願いします。

自らが耕作できない場合は、担い手への農地の利用集積を図るなどしましょう。農地の活用についての相談は、地元の農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局までお問い合わせください。

☆ 課税強化の対象となる遊休農地について ☆

遊休農地の固定資産税
が
1.8倍に(> <)!!

平成28年度地方税法の改正により、遊休農地の固定資産税の課税が強化されました。遊休農地の利用意向調査に対し、未回答の方や自分で耕作する、自分で借り手を探すなどと回答された方で、遊休農地が解消されていない場合、その農地が立地、形状等、農地中間管理機構が定める借受け基準に適合している場合、農業委員会から農地中間管理機構と農地の貸借りについて協議すべきことを勧告します。勧告を受けた年の翌年から遊休農地の固定資産税の評価額が通常農地の評価額の1.8倍となります。

その後、耕作を再開されたり、農地中間管理機構と貸し借りについて協議され、勧告を受けた年の12月末までに勧告の撤回に至った場合は、課税強化の対象外となります。

☆ 農地の課税軽減について ☆

平成28年4月1日以降に全農地(自作地として10a未満までの農地を残しておくことが可能です。)を新たに農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付け農地が対象で、次の期間中は固定資産税の課税額が2分の1に軽減されます。

1. 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には3年間
2. 15年以上の期間で貸し付けた場合には5年間

